

令和6年4月以降の県・国の対応の概要

	項目	令和5年10月～令和6年3月	令和6年4月以降
県	感染情報の把握・公表等		
	【感染者数の公表】 ・定点医療機関報告の患者数 ・入院医療機関報告の在院者数	毎週1回（木曜日） ・県環境保健センター「週報」で定点報告患者数を公表 ・県保健衛生課で定点報告患者数の詳細、在院者数を公表	継続 〔・県衛生研究所「週報」で定点報告患者数を公表 ・県保健衛生課での公表は終了〕
	注意報・警報の発表	R5年8月31日から 県独自基準を設定し運用開始	終了 （県独自基準を廃止）
	ゲノム解析の実施	県環境保健センターで実施 （6病院に陽性検体の提供を委託）	継続（県衛生研究所で実施） （民間検査機関に検体の提供を依頼）
	各種相談対応		急な病気等の際に、受診や救急車を呼ぶべきか迷う場合に、 専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口
	【県コールセンターの設置】 ・一般的な相談 ・外来対応医療機関の案内 ・り患後症状の受診先の相談等	「青森県新型コロナウイルス感染症総合電話相談」 <電話：0570-065-965>（年中無休、24時間対応） ※通話料金は、電話をかけた方の負担。	継続（7月まで） （ただし外来対応医療機関 の案内は3月末で終了） 〔R6年8月から新たに 救急安心センター事業 （#7119）を開始予定〕
国	医療提供体制（外来、入院）		
	外 来	外来対応医療機関で対応 （診療報酬上の特例あり）	外来対応医療機関の指定（公表）なし 〔・他の疾病と同様、幅広い医療機関で対応 ・診療報酬上の特例は終了、発熱患者等への診療に加算〕
	入 院	対象者を重点化し、感染段階に応じ病床確保料を補助 （診療報酬上の特例あり）	病床確保料の補助なし 〔・他の疾病と同様、幅広い医療機関で対応 ・診療報酬上の特例は終了、特に感染対策が必要な感染症 患者（新型コロナ含む）の入院管理を評価〕
	患者に対する公費支援		
	コロナ治療薬の自己負担分 に対する公費支援 （外来・入院）	一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続 〔医療費の自己負担割合に応じ、1割の方：3,000円、 2割の方：6,000円、3割の方：9,000円を上限に自己負担〕 外来医療費（初診料、検査料等）は自己負担	公費支援なし （他の疾病と同様、診療報酬の中での通常の自己負担）
入院医療費の自己負担分 に対する公費支援	一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続 （高額療養費制度の自己負担限度額から、原則1万円を減額）		